

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 1 月 31 日作成)

[所管 : 都市計画推進部建築審査課]

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	建築基準法	6 - 7	建築基準関係規定に適合しない	A
2	建築基準法	6 - 7	建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない	A
3	建築基準法	7 - 5	検査済証を交付できない	A
4	建築基準法	7 の 3 - 5	中間検査合格証を交付できない	A
5	建築基準法	1 8 - 1 5	建築基準関係規定に適合しない	A
6	建築基準法	1 8 - 1 5	建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない	A
7	建築基準法	1 8 - 2 2	検査済証を交付できない	A
8	建築基準法	1 8 - 3 0	中間検査合格証を交付できない	A
9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	1 4	計画認定の取消し	A
1 0	都市の低炭素化の促進に関する法律	5 8	計画認定の取消し	A
1 1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	1 2 - 5、 1 3 - 6	適合するかどうかを決定することができない	A
1 2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	1 4 - 1	特定建築物に係る基準適合命令	A
1 3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	1 6 - 1	住宅部分に係る指示	A
1 4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	1 6 - 2	指示に係る措置をとるべきことの命令	A
1 5	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	1 9 - 2	届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことの指示	A

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
16	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	19-3	指示に係る措置をとるべきことの命令	A
17	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	39	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	A
18	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	42	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	A

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		建築基準関係規定に適合しない
根拠法令及び条項		建築基準法第 6 条第 7 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない
根拠法令及び条項		建築基準法第 6 条第 7 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		検査済証を交付できない
根拠法令及び条項		建築基準法第 7 条第 5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	建築基準法施行規則第 4 条の 3 の 2 第 1 項
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		中間検査合格証を交付できない
根拠法令及び条項		建築基準法第 7 条の 3 第 5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	建築基準法施行規則第 4 条の 9 第 1 項
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		建築基準関係規定に適合しない
根拠法令及び条項		建築基準法第 1 8 条第 1 5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない
根拠法令及び条項		建築基準法第 1 8 条第 1 5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		検査済証を交付できない
根拠法令及び条項		建築基準法第 18 条第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		中間検査合格証を交付できない
根拠法令及び条項		建築基準法第 1 8 条第 3 0 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		計画認定の取消し
根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 4 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		計画認定の取消し
根拠法令及び条項		都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 8 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		適合するかどうかを決定することができない
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 2 条第 5 項、 第 1 3 条第 6 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 2 条第 3 号
	基 準	建築物エネルギー消費性能基準
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特定建築物に係る基準適合命令
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 4 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 1 条第 1 項
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		住宅部分に係る指示
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 6 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 2 条第 3 号
	基 準	建築物エネルギー消費性能基準
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		指示に係る措置をとるべきことの命令
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 6 条第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 6 条第 1 項
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことの指示
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 2 条第 3 号
	基 準	建築物エネルギー消費性能基準
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		指示に係る措置をとるべきことの命令
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 9 条第 3 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 1 9 条第 2 項
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 9 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 3 8 条
	基 準	
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		基準適合認定建築物に係る認定の取消し
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 2 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部建築審査課設備係
処 分 基 準	関係条項	同法第 2 条第 3 号
	基 準	建築物エネルギー消費性能基準
	参考事項	
備考		